

平成16年年金制度改革について

(国民年金法等の一部を改正する法律)

参 考 資 料

厚生労働省

平成16年年金制度改革における給付と負担の見直し

給付水準

(厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

現在 厚生年金：13.58%
(本人6.79%)
国民年金：13,300円

(厚生年金)

・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増
平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17(2005)年4月から
毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降

厚生年金：18.30%
(事業主9.15%)

国民年金：16,900円
(平成16年度価格)

「平成16年度価格」…16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

基礎年金国庫負担割合の 引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当
平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】
個人所得課税の抜本的見直し

平成19(2007)年度を目途
【平成15年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む抜本的税制改革を実現

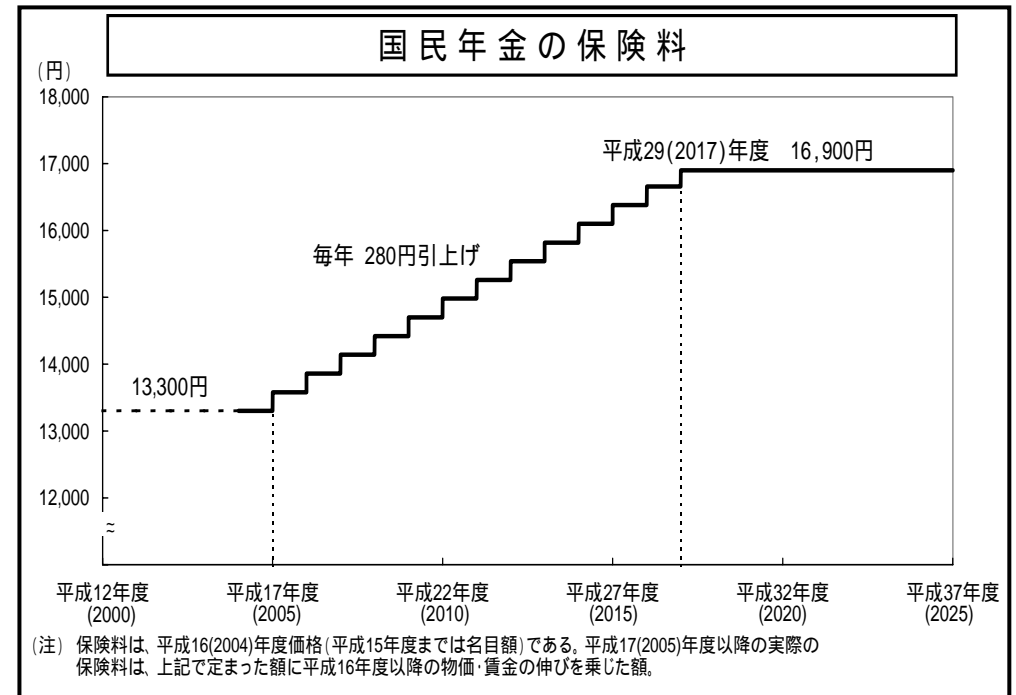
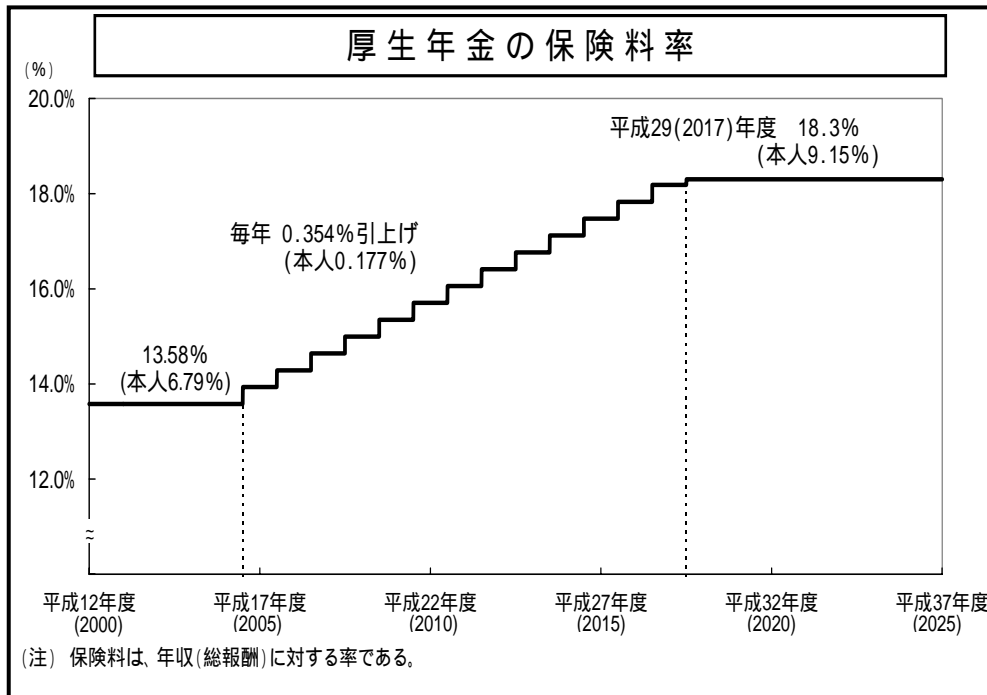
平成21(2009)年度まで：2分の1への引上げ完了

厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

【保険料（率）の引上げ幅】

厚生年金：平成16年10月より毎年0.354%（本人0.177%、事業主0.177%）引上げ

国民年金：平成17年4月より毎年280円（平成16年度価格）引上げ



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収36.0万円（ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分））の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度（ボーナス1回につき1,150円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド - 厚生年金 (夫婦2人の基礎年金含む) -

【厚生年金の最終保険料率18.3% (本人9.15%、事業主9.15%)】

〔国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成
平成17(2005)~20(2008)年度は、3分の1に加え1000分の11を国庫負担
(平成16(2004)年度は、3分の1に加え272億円を国庫負担)〕

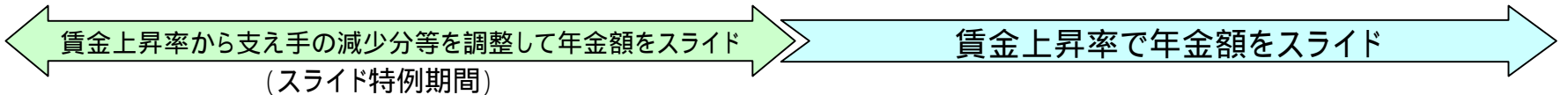
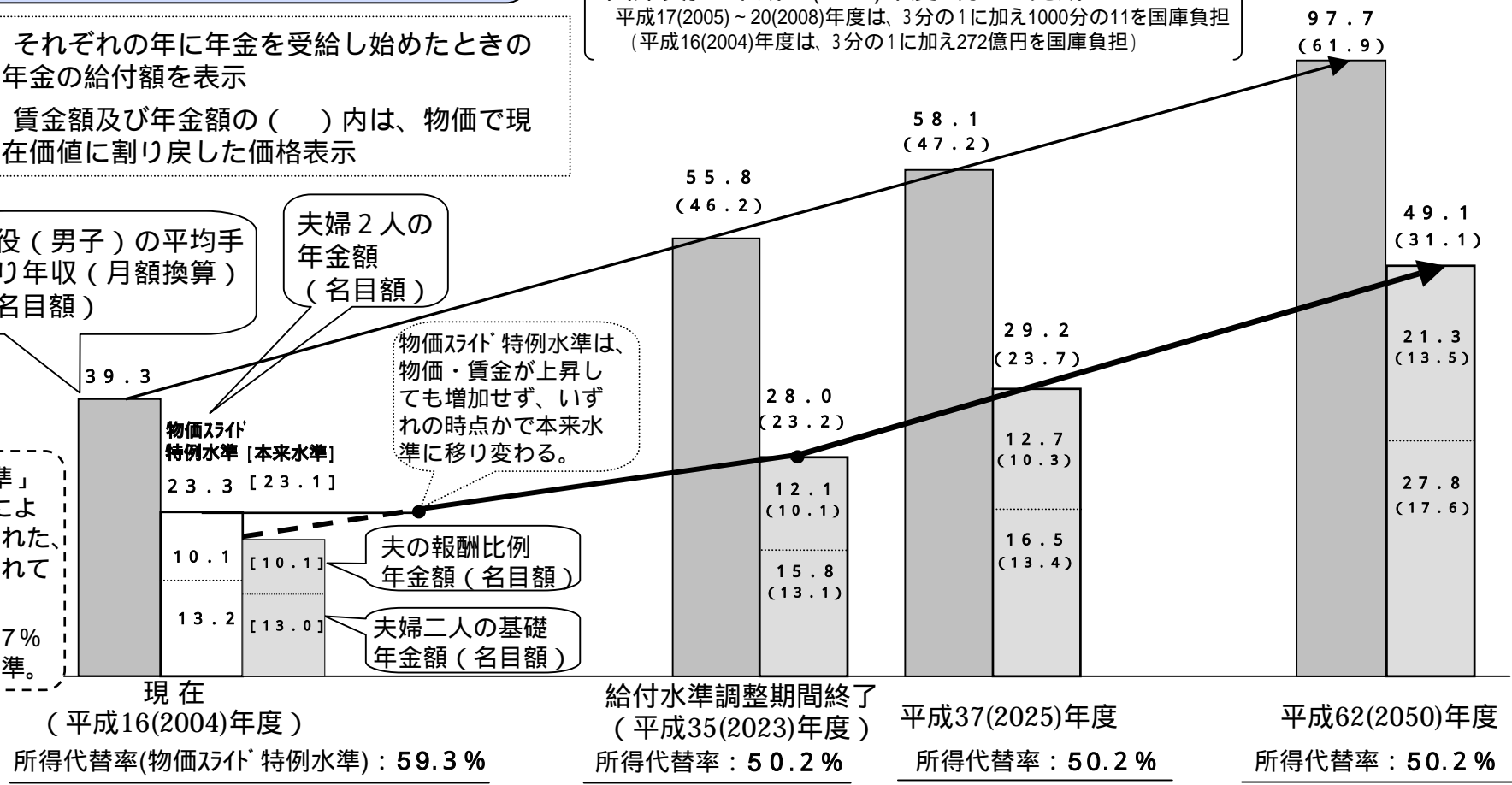
名目金額
(万円)

それぞれの年に年金を受給し始めたときの年金の給付額を表示
賃金額及び年金額の()内は、物価で現在価値に割り戻した価格表示

現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)(名目額)
夫婦2人の年金額(名目額)

物価スライド特例水準は、物価・賃金が上昇しても増加せず、いずれの時点かで本来水準に移り変わる。

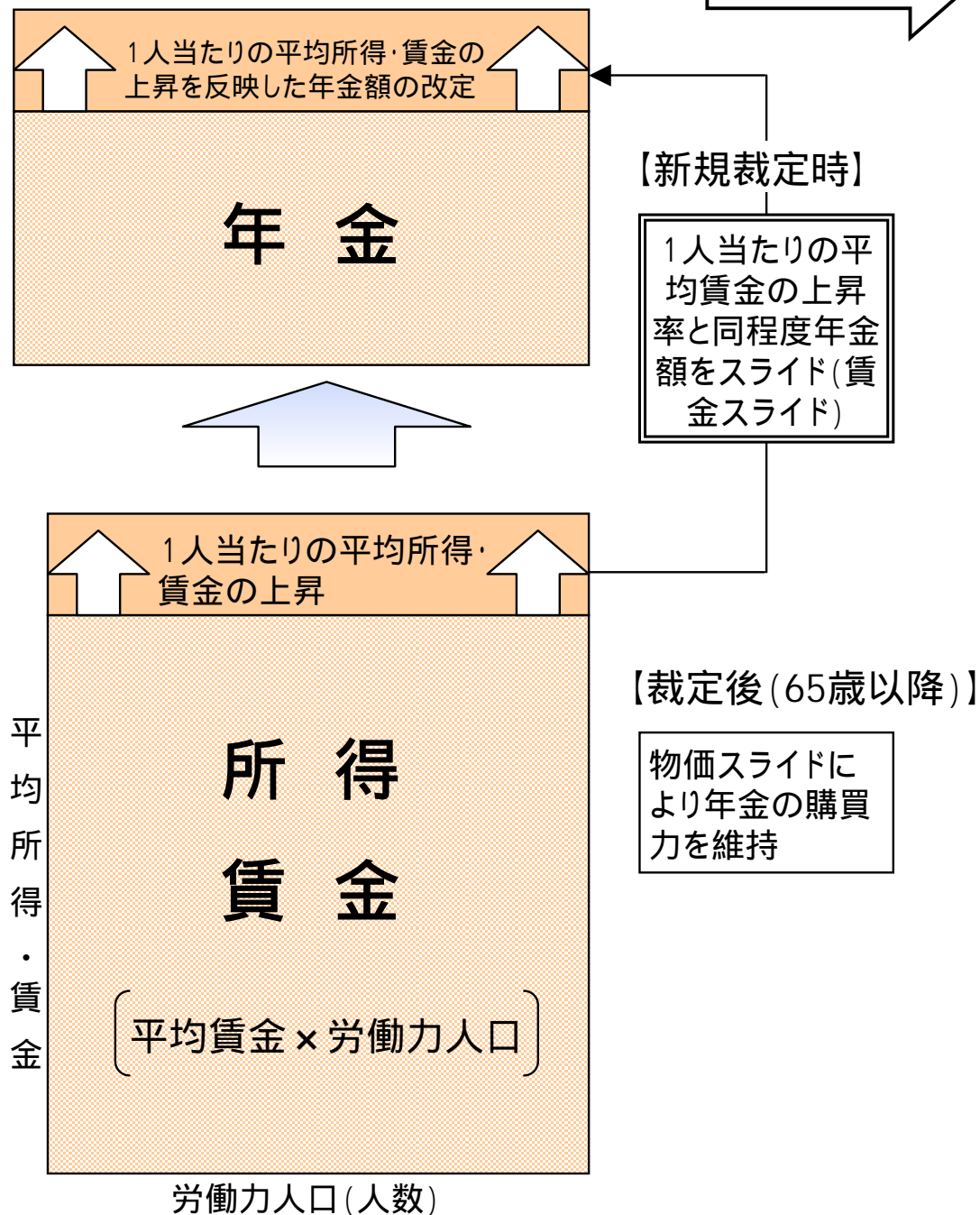
「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。



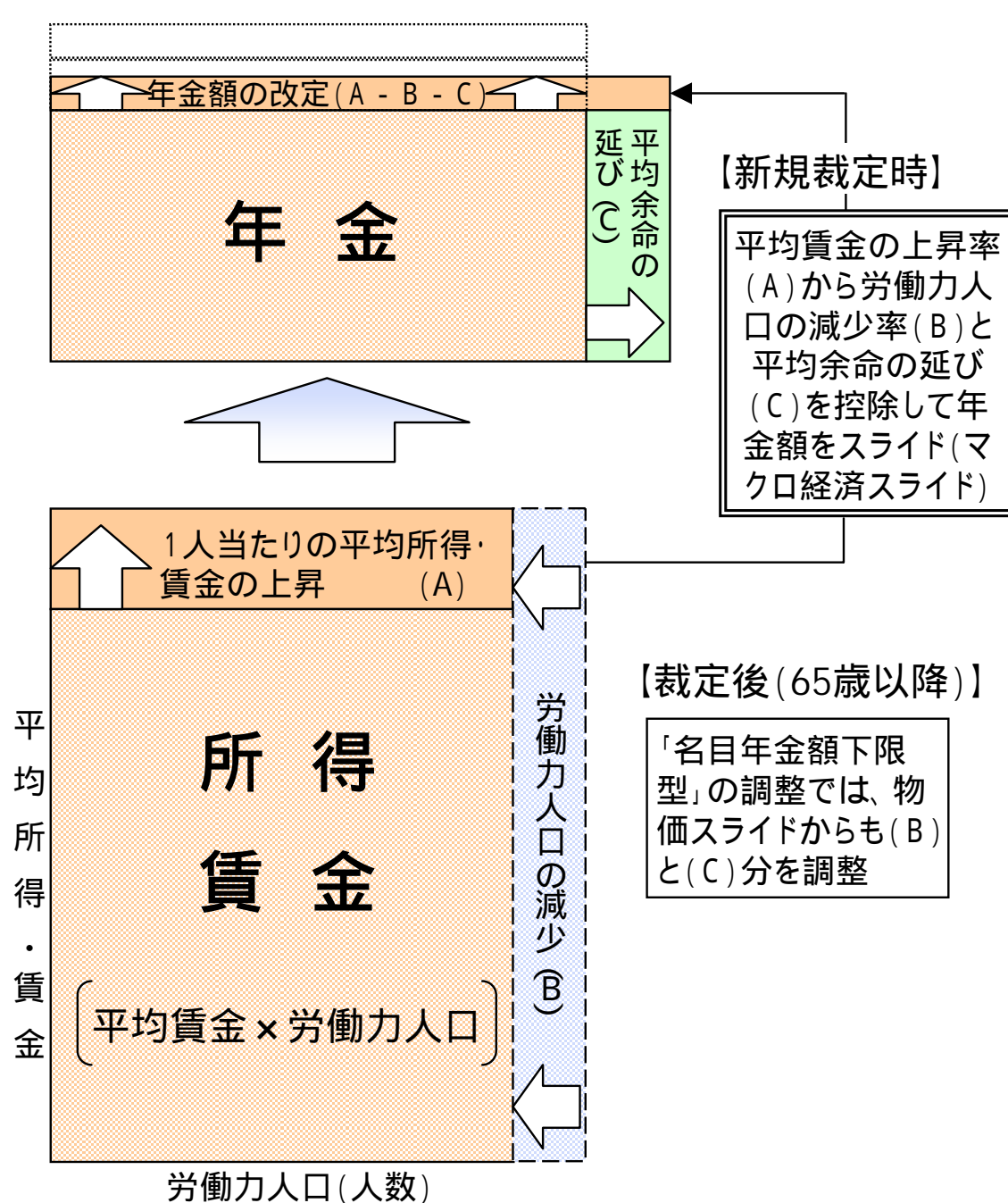
	平成16(2004)年度 物価スライド特例水準 [本来水準]	平成35(2023)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
報酬比例	10.1万円 [10.1万円]	⇒ 12.1万円 (10.1万円)	⇒ 12.7万円 (10.3万円)	⇒ 21.3万円 (13.5万円)
基礎年金(夫婦2人分)	13.2万円 [13.0万円]	⇒ 15.8万円 (13.1万円)	⇒ 16.5万円 (13.4万円)	⇒ 27.8万円 (17.6万円)

()内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

《現在の年金額改定(スライド)》



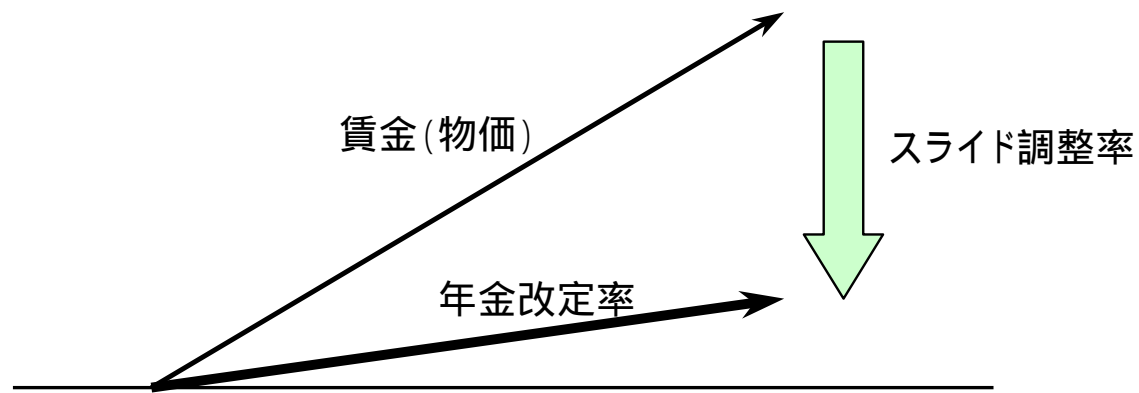
《マクロ経済スライドによる自動調整》



年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

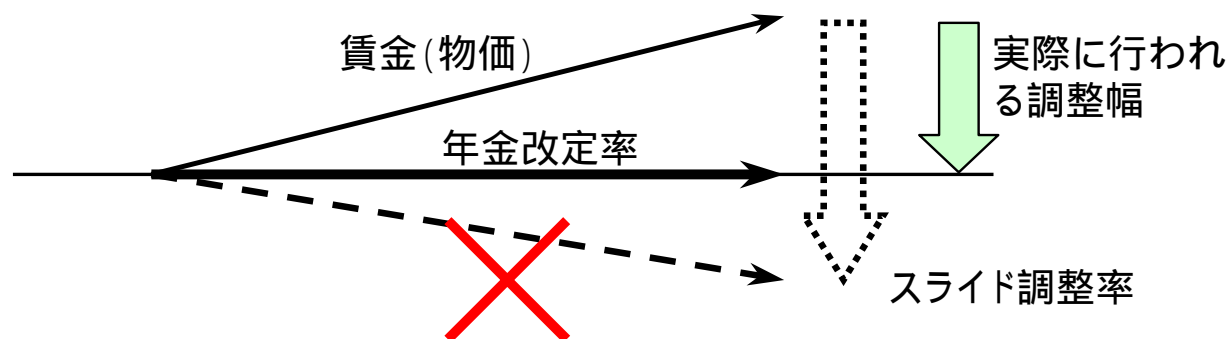
今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が増加しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



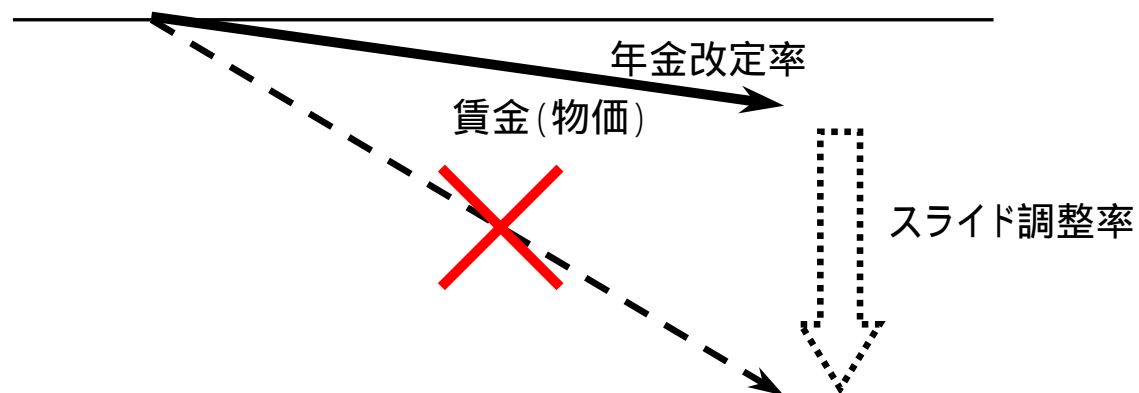
・賃金(物価)上昇率 > スライド調整率
スライド調整を行う

賃金(物価)上昇が小さい場合



・賃金(物価)上昇率 < スライド調整率
スライド調整を行う
(年金改定率は、マイナスとしない)

賃金(物価)が下落した場合



スライド調整は行わない

厚生年金の財政見通し

- 平成16年財政再計算 -

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

国民年金の財政見通し

- 平成16年財政再計算 -

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1%

物価上昇率 1.0%

運用利回り 3.2%

可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

平成16年財政再計算の諸前提

1. 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計を使用。

中位推計の前提

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年（実績）	2050年	2000年（実績）	2050年
1.36	1.39	男：77.64年 女：84.62年	80.95年 89.22年

2. 労働力率の前提

- ・「労働力率の見通し」（平成14年7月職業安定局推計）を使用。推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としている。

	2001年(実績)	2025年
男性60～64歳	72.0%	85.0%
女性30～34歳	58.8%	65.0%

3. 経済前提

(1) 物価上昇率

- ・2008年までは「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。
- ・2009年以降は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14（1983～2002）年）平均が1.0%であること及び「改革と展望 - 2003年度改定」において平成16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

(2) 賃金上昇率、運用利回り

- ・平成16(2008)～20(2008)年度は「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。
- ・平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

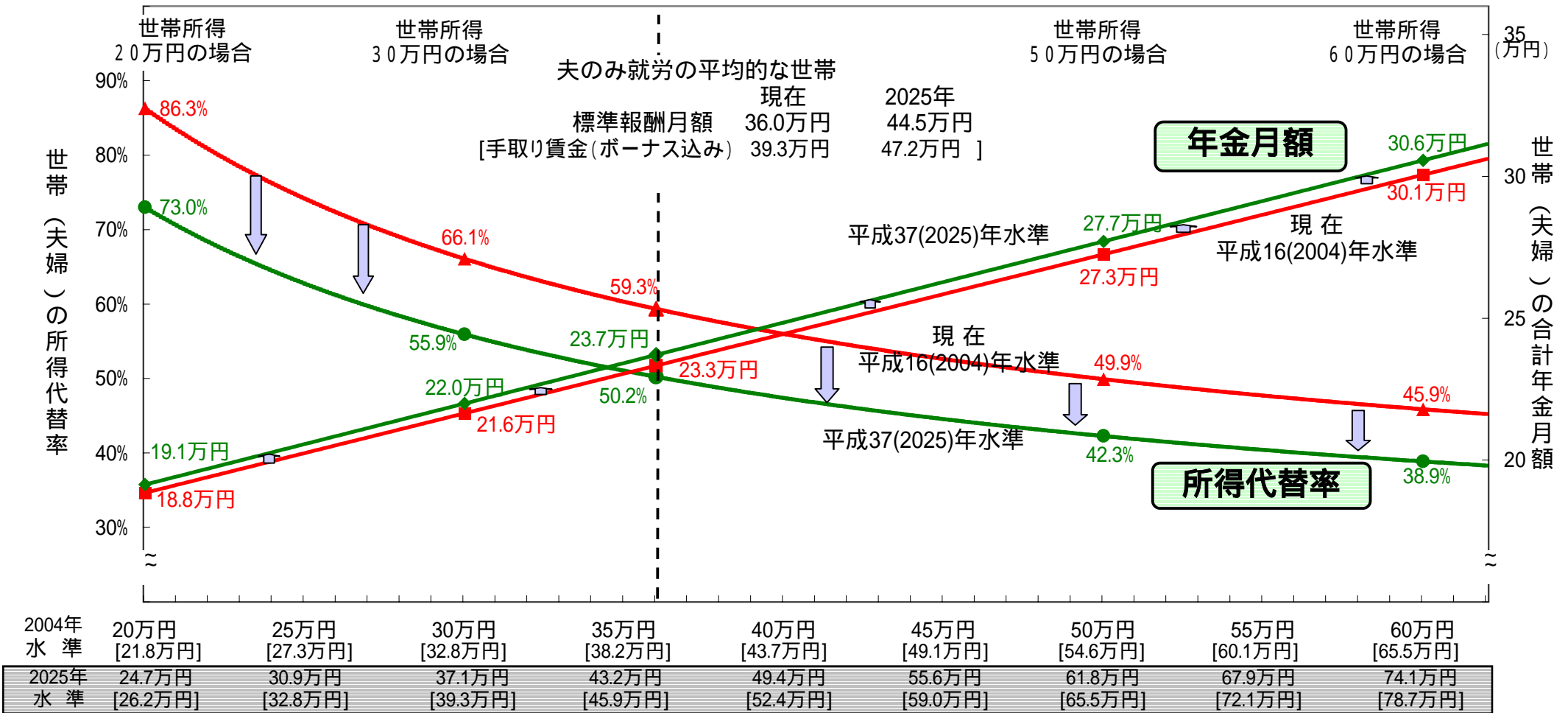
4. その他の前提

- ・財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・その推計にあたっては、上記1～3の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。

世帯(夫婦)所得別の年金月額及び所得代替率

- 平成16年財政再計算 -

世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
 マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 夫片働き世帯だけでなく世帯1人当たり所得水準が同じ別の世帯類型にも当てはまる。
 (単身世帯の場合には年金額は2分の1となるが所得代替率は同じとなる。)

注2: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

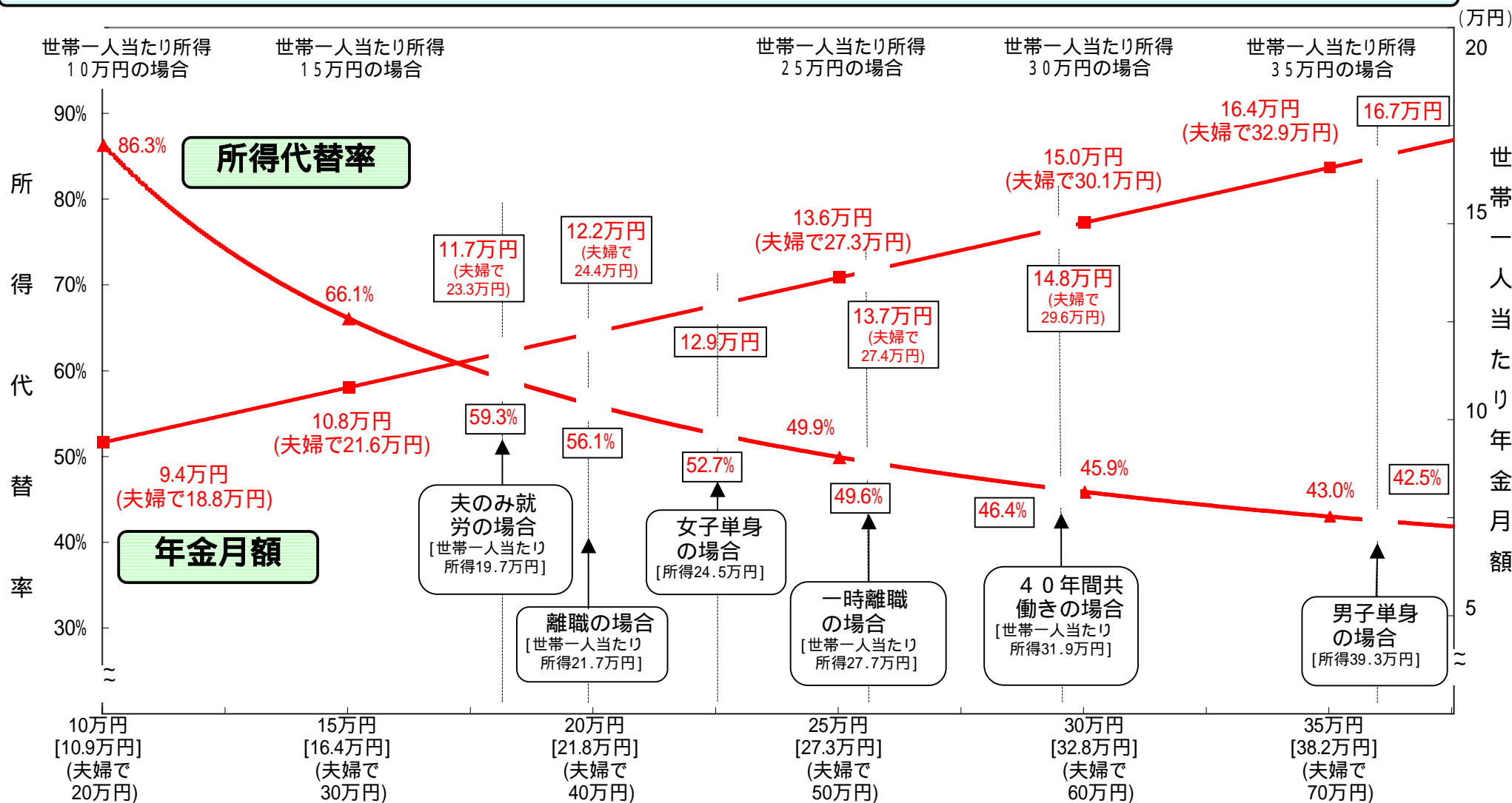
注3: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

世帯(夫婦)の合計所得(標準報酬月額ベース)
 [手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

現在における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))



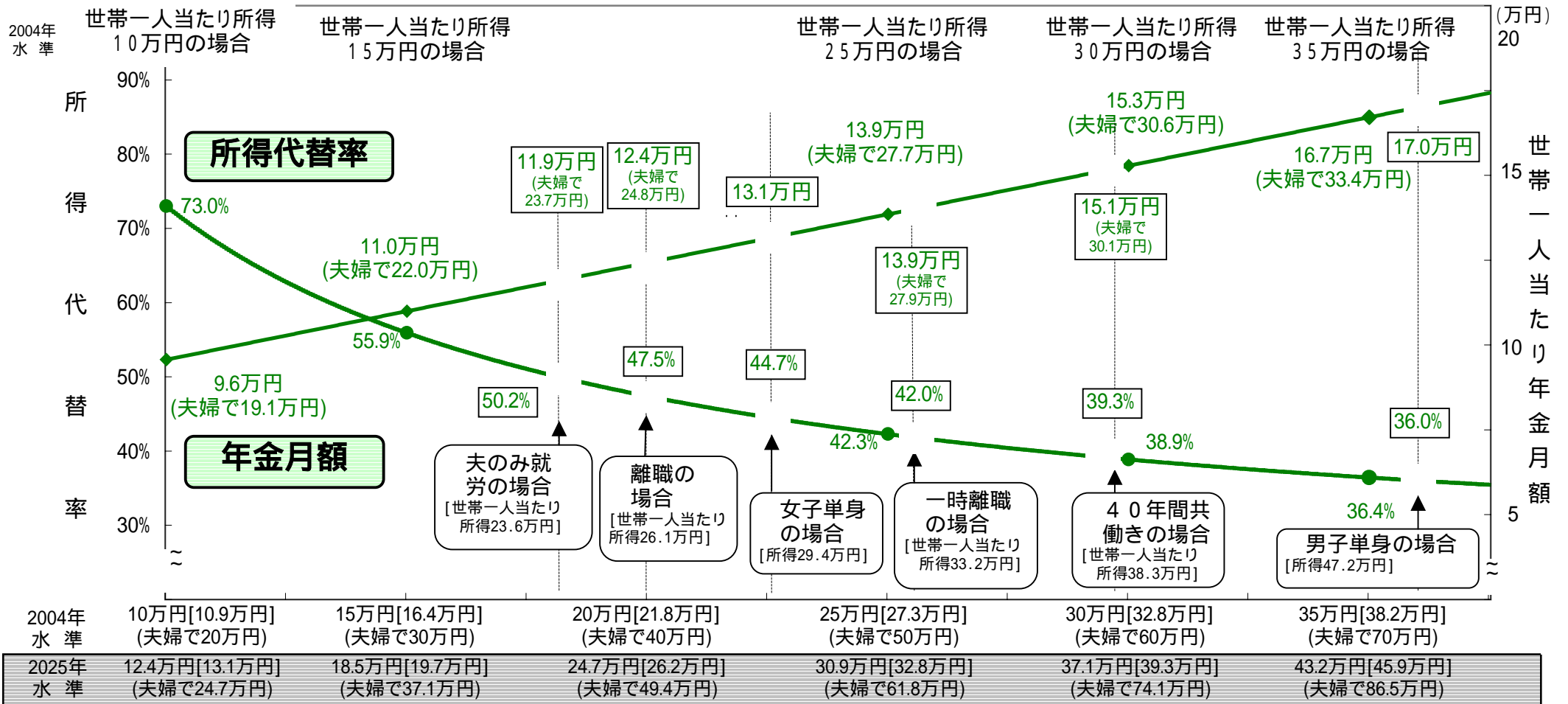
注1: 世帯一人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

注2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、この世帯と同じく59.3%となる。

2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率

- 平成16年財政再計算 -

世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
 マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

注2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

注3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)
 [手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金月額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金(ボーナス込)）

	現在(平成16年水準)	2025年
夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	19.7万円 (夫婦で39.3万円)	23.6万円 (夫婦で47.2万円)
40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	31.9万円 (夫婦で63.8万円)	38.3万円 (夫婦で76.6万円)
一時離職の場合(再就職後フルタイム) ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成14年度:26年2月)により設定(1)	27.7万円 (夫婦で55.3万円)	33.2万円 (夫婦で66.4万円)
離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成14年度:6年9月)により設定(1)	21.7万円 (夫婦で43.4万円)	26.1万円 (夫婦で52.1万円)
男子単身の場合 単身で40年間フルタイムで就労する世帯	39.3万円	47.2万円
女子単身の場合 単身で40年間フルタイムで就労する世帯	24.5万円	29.4万円

- 1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。
- 2 現在水準の夫の年金額は、平成16年改正に用いる平均標準報酬36.0万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成14年度の女性被保険者の平均標準報酬22.4万円を用いて計算。
- 3 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、年金額計算に用いた標準報酬月額を1.3倍してボーナス込みの月額に換算し、さらに0.84倍(2025年水準の場合0.82倍)して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。
- 4 2025年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出。
- 5 2025年時点の金額は、2025年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

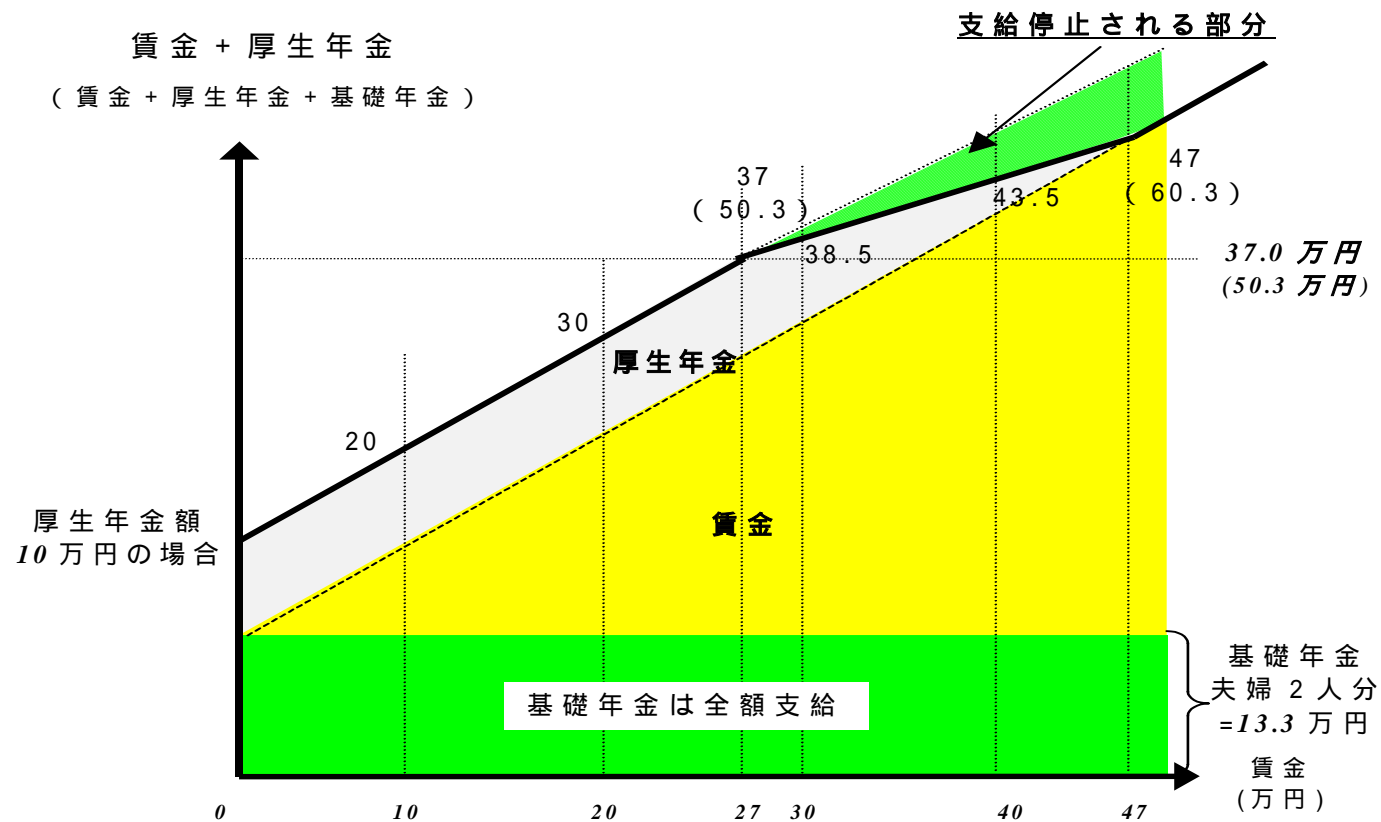
70歳以上の在職老齢年金制度

【平成19年4月～】

70歳以上の被用者の厚生年金給付

賃金と老齢厚生年金の合計額が、現役男子被保険者の平均的賃金を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。

保険料負担は求めない。



平成16年4月から総報酬制導入により37万円 48万円

次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

【平成17年4月～】

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、
 育児休業(準ずる休業を含む。)中の保険料免除制度を拡充
 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設

【子の年齢】	出産前	誕生	1歳	3歳
《 親の就業状況 》		育児休業	育児休業に準ずる休業	
《 賃 金 》		なし 又は 低下		
《 保 険 料 》		免 除	→	
《 標 準 報 酬 》		従前水準とみなす	→	
《 親の就業状況 》		勤務時間の短縮等の措置		
《 賃 金 》		低 下		
《 保 険 料 》		賃 金 に 応 じ て 徴 収		
《 標 準 報 酬 》		↑ 従前水準とみなす ↑		

《育児休業法のしくみ》

〔～1歳〕育児休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 〔1～3歳〕育児休業に準ずる休業 又は 勤務時間の短縮等の措置

「勤務時間の短縮等の措置」とは

短時間勤務制度

フレックスタイム制度

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

所定外労働の免除

託児施設の設置運営等

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

【平成20年4月～】

被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。（法律上明記）

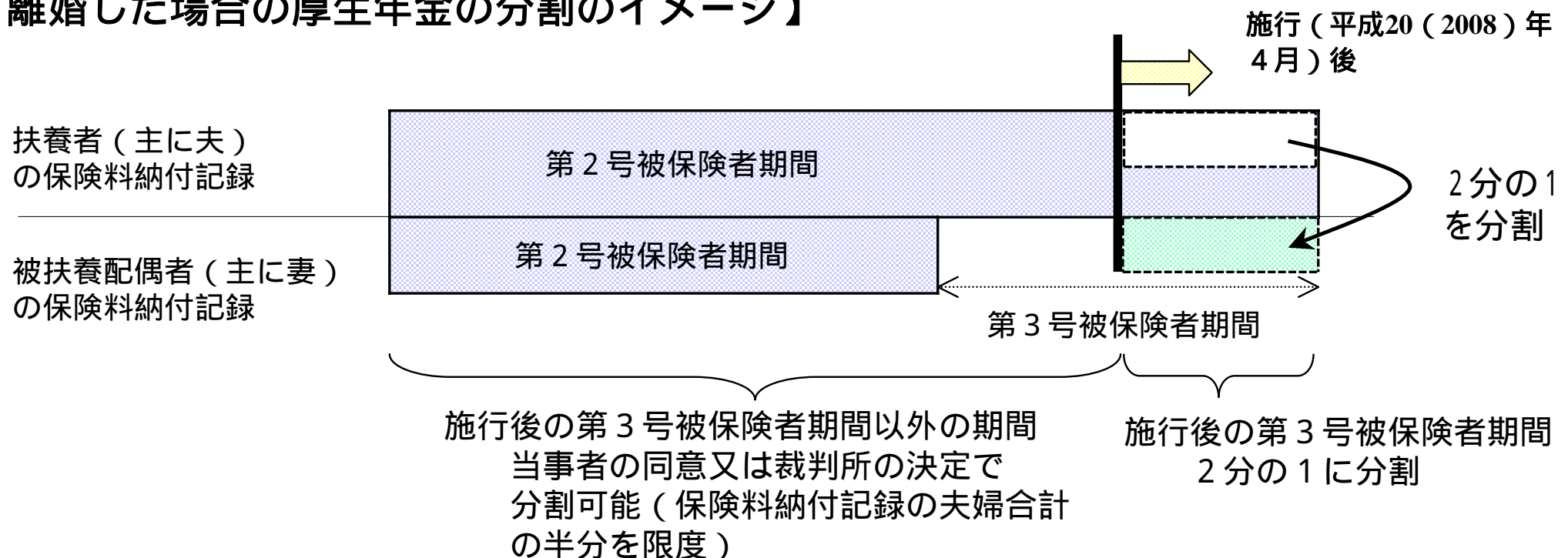
第3号被保険者期間（施行後の期間）については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割することができる。

夫婦が離婚した場合

分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

離婚した場合には、上記の分割の対象とならない期間（共働き期間等）についても、当事者の同意又は裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



離婚時の厚生年金の分割

【平成19年4月～】

離婚時の厚生年金分割の仕組み

離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。

施行日以降に成立した離婚を対象とする。

ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象とする。

分割割合(分割を受ける者の厚生年金の保険料納付記録の持ち分)は5割を上限とする。

離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。

合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

保険料納付記録の分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。

- ・ 自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
- ・ 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。

分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

